

システム L S I 雇用創出支援事業

【実施フロー】

(▼ : 財団が行う手続、 ● : 企業が行う手続、 ◆ : 双方が行う手続)

▼採択決定・通知

◆委託契約締結

●求人

- ・ハローワーク（必須）、HP 掲載等により求人を行ってください。
- ・HP 等を見て応募する求職者は、ハローワークを経由する必要はありません。

●失業者の新規雇用

- ・採用にあたっては、新規雇用の失業者であることを証明する書類を提示する必要があることを説明の上、同意を得てください。

●新規雇用者が失業者であることを証する書類、給与額の根拠となる書類の提示

・失業証明書類

雇用保険受給資格者証の提示によることを基本とします。

求職申込年月日が3月以降となっている場合、または、雇用保険受給資格者証が提示できない場合は、他の公的書類の提示が必要となります。

・給与根拠書類

履歴書、職務経歴書、給与規程等により、適正な給与額であること示してください。

▼失業者であることの確認、給与確認

⋮

●各種報告書提出（様式および提出時期は別途指定）

●請求書提出（四半期毎）

▼委託金支払い

⋮

●年度末に進捗状況報告書提出、プレゼンテーション

▼進捗状況が良好であれば継続決定通知（予定）

システム L S I 雇用創出支援事業 【Q & A】

Q. 失業者とは？

A. 労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者を指します。

- ・ 常用雇用先を探している登録型派遣労働者は失業者とみなします。
- ・ 採用面接時点において在職中であっても、契約期間満了による解雇が予定されている者は失業者とみなします。

Q. 新製品販売等により収入が生じた場合は？

A. 事業期間中の収入に関しては、利益相当額を返還する必要があります。